

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」

下記アドレスに情報があります。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/03/dl/tp0305-1d.pdf>

<トピック>

①精神科作業療法について治療上の必要がある場合には、病棟や屋外など、専用の施設以外において当該療法を実施することも可能となりました。

②維持期のリハビリテーションは上限除外項目はそのまま残り「リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められる場合」は1ヶ月に1回実施計画書の作成を行えば実施可能となりました。

主なページは以下のようになっています。

第2部	在宅医療	p 82～
第7部	リハビリテーション	p 198～
第8部	精神科専門療法	p 209～